

# 建築士事務所登録通知書

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により、  
下記のとおり登録しましたので通知します。

令和6年7月16日

福山産業株式会社

代表取締役 福山 友和 様

神奈川県指定事務所登録機関

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

会長 平山 正 義



記

事務所名称	福山産業株式会社 二級建築士事務所
所在地	川崎市高津区千年610-5
開設者	福山産業株式会社 代表取締役 福山 友和
登録番号	二級 神奈川県知事登録 第11296号
登録年月日	令和6年 7月 26日
管理建築士氏名	福 山 友 和
管理建築士の 建築士登録番号	二級 神奈川県知事登録 第36471号
登録の有効期間	令和6年 7月 26日 から 令和11年 7月 25日 まで

（次ページに登録後の注意事項があります。）

## 登録後の注意事項

### 1 登録について

登録の有効期間は5年間です。

### 2 登録の更新について（建築士法第23条第3項）

更新の申請は、登録期間の満了する日の3ヶ月前から30日前まで（この日が（一社）神奈川県建築士事務所協会の休日に該当する場合は、直前の営業日）に行ってください。

### 3 変更届の提出について（建築士法第23条の5）

登録事項に変更があった場合には、（1）から（3）については2週間以内に（4）については3ヶ月以内に「変更届」の届出が必要です。

- （1）建築士事務所の名称・所在地
- （2）開設者の氏名・名称・住所・役員の変更
- （3）管理建築士の変更
- （4）所属建築士の変更

### 4 廃業等の届出について（建築士法第23条の7）

建築士事務所の開設者は、業務の廃止、管理建築士の退職等の廃業事由が発生した場合には、30日以内に「廃業届」を提出しなければなりません。